

やすぎ刃物まつり実行委員会露店等営業規則

(目的)

第1条 この規則は、やすぎ刃物まつりにおける露店等の出店にあたり、暴力団及び暴力団員を利することとを防止し、露店等の出店における公正な経済活動と秩序ある営業行為を助長し、もって社会環境の維持とやすぎ刃物まつりの健全な運営を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実行委員会 やすぎ刃物まつり実行委員会をいう。
- (2) 営業従事者 露店等の営業に従事する者をいう。

(出店の種別)

第3条 やすぎ刃物まつりにおける露店等の出店の種別については、次のとおりとする。

- (1) 刃物金物等展示販売 包丁、農具又は大工道具などの刃物や金物のほか、砥石などの販売を行うもの
- (2) 安来アウトドアナイフショー カスタムナイフの展示販売を行うもの
- (3) 特産品・飲食料品等販売 地元特産品や飲食料品の販売のほか、民芸品、工芸品その他雑貨類等の展示販売を行うもの
- (4) その他露店等 前号によるもののうち、同業者で組織された組合等を通じて出店するもの

(出店申込)

第4条 露店等を出店しようとする者は、前条各号に定める出店の種別に応じて次に定める出店申込書により、実行委員会に申請しなければならない。

- (1) 刃物金物展示販売 刃物金物等展示販売出店申込書（様式第1号）
- (2) 安来アウトドアナイフショー 安来アウトドアナイフショー出店申込書（様式第2号）
- (3) 特産品・飲食料品等販売 特産品・飲食料品等販売出店申込書（様式第3号）
- (4) その他露店等 露店等出店申込書（様式第4号）

2 前項の規定による出店申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 営業従事者名簿（別紙1）
- (2) 営業従事者の本人確認資料（運転免許証の写し等）
- (3) 表明・確約書（別紙2）

3 第1項の規定により露店等の出店を申し込んだ者（以下、「出店申込者」という。）が、やむを得ない事情により申請内容を変更しようとする場合は、同項に掲げる出店申込書及び前項各号に掲げる書類に変更内容を明記のうえ、実行委員会に届出なければならない。

(関係機関への照会)

第5条 実行委員会は、前条第1項の規定による出店申込書を受け付けたときは、必要な限度において、

出店申込者及び営業従事者が暴力団員等であるか否かについて関係機関に照会するものとする。

(出店の拒否)

第6条 実行委員会は、出店申込者又は営業従事者が、次の各号のいずれかに該当する場合、露店等の出店を許可せず、出店許可証を交付しないものとする。

(1) 暴力団員又は暴力団員と生計を一にする者である場合

(2) 暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、みかじめ料、場所代等名目の如何を問わず、金品を提供する者である場合

(3) 暴力団の活動又は運営に協力する者である場合

(出店許可証)

第7条 実行委員会は、出店申込者又は営業従事者が前条各号のいずれにも該当しないと認められた場合は、出店申込者に対して出店許可証(様式第5号)を交付するものとする。

2 前項の規定により出店許可を得た者(以下、「出店者」という。)及び営業従事者は、露店等の営業にあたっては、出店許可証を当該露店等の外部から見える場所に掲示しなければならない。

(出店許可の取り消し)

第8条 実行委員会は、出店者又は営業従事者が次の各号のいずれかに該当した場合、何らかの催告を要することなく、出店許可を取り消すことができる。

(1) 第6条各号のいずれかに該当する者と判明した場合又は該当する行為を行った場合

(2) 虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合

(3) 出店許可を得た者と現に出店している者が異なる者と判明した場合

(4) 第6条各号のいずれかに該当する者を、露店等に立ち入らせた場合

(5) 露店等の営業中に、粗暴、卑猥な言動等により、他の出店者、来場者又はその他関係者に迷惑をかける行為を行った場合

(6) 半裸体および刺青をのぞかせる等の粗野な服装や態度をとった場合

(7) 実行委員会の指示に従わない場合

2 前項各号のいずれかに該当したことにより出店許可を取り消された者は、速やかに営業を停止し、実行委員会に出店許可証を返却しなければならない。

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年12月1日より施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。